資料 2

平成21年度 長野市消費者行政の事業計画

1　事業計画

(1) 消費者への啓発事業

①広報活動

「広報ながの」や、長野県が発行する啓発用パンフレットを関係機関の窓口に配置すると共に、各種メディアを利用し、多くの市民に啓発を行う。

②出前講座

高齢者に対する振り込め詐欺の手口や悪質商法の対応などに加え、児童・生徒を対象とした金銭感覚や携帯電話の正しい使い方などの教育・啓発を推進する。

③生活知識講座

暮らしの知識を豊かにし、賢い消費者になっていただくため、生活上の身近な問題をテーマに専門の講師を依頼し開催する。

(2) 消費生活相談

消費者が巻きこまれる商品やサービスの各種トラブルについて、電話又は面談により実施する。また、PIO-NETを活用し、新手の悪質商法などの情報を一早く収集する中で的確に応対する。

(3) 多重債務者対策

急激な景気後退による企業の倒産や派遣打ち切りなど、個人・法人を問わず多重債務に苦しむ市民が増えている。

一般家庭が多重債務に陥る理由の大半は生活のための借金であり、こうした問題を解決するために、「長野市多重債務者包括支援プログラム」に基づいて、弁護士・司法書士の協力を得て債務整理を進める。

また、モノが溢れる豊かな時代に、我慢や倹約といった収入に見合った消費生活を送るための知識の普及等、多重債務者にならないための啓発を行う。

(4) 市民相談

日常生活における悩みやトラブル、交通事故に起因する諸問題等について、法律的解釈や判断を必要とする市民に解決への助言を行う。

2　予算額（当初予算分）

(1) 消費者啓発一般事務

10,528千円　（消費生活協議会・消費生活講座開催費用、消費生活相談員賃金、事務費等）

(2) 市民相談

3,561千円　（弁護士報酬・その他各団体謝礼等）